

## 第7期 雲南市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和3年6月22日(火) 13:30～14:14

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番	三島 輝昭	2番	板持 斉	3番	三原 治雄	6番	高橋美佐子
7番	小山 益男	8番	神田 邦昭	9番	高橋 一裕	10番	新田 清
11番	川角 茂	12番	林 明夫	13番	奥田 武	14番	渡部 晴夫
15番	小田川 清	16番	吾郷 正司	17番	佐藤 博子	18番	嘉本 輝雄
19番	加藤 一郎						

4. 欠席委員(2名)

4番 堀江 広孝 5番 柳原 昌広

5. 事務局又は説明者

主査 白築 香 主幹 土江慶彦 主事 新田悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第88号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第89号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第90号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第91号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第92号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第93号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第12回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分報告（常設審議委員会案件）について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・公共工事に伴う廃土処理の届出書の受理について</li> <li>・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届書の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第88号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書9ページ、議第88号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇3筆。地目は議案書のとおりで面積は合計799㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は遠方に居住しており、相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和3年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇1筆。地目は議案書のとおりで面積は1,919㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は相当以前より耕作し</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和3年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇1筆。地目は議案書のとおりで面積は637㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は遠方に居住しており、相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和3年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇3筆。地目は議案書のとおりで面積は合計1,943㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地は日照も悪く不便なため、相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和3年6月8日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>議 長  ただ今、事務局より説明がありましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>          (補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第88号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第88号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第89号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ議第89号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については18ページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇です。</p> <p>番号1から4番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑2筆の合計4筆で、関係者は2名、面積は合計2,924㎡です。令和3年6月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5番から14番、16番から17番、〇〇町〇〇地区については、地目は田11筆、畑1筆で、関係者は2名で合計面積は3,253㎡です。令和3年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号15番、18番から28番、〇〇町〇〇地区については、地目は田8筆、畑4筆で、関係者は2名で合計面積は11,859㎡です。令和3年6月2日に現地調査を行ってお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>り、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号29番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑1筆で関係者は1名、面積は210㎡です。令和3年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号30から33番、〇〇町〇〇地区については、地目は田4筆で、関係者は1名、面積は合計1,169㎡です。令和3年5月24日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号34から35番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑1筆の合計2筆で、関係者は1名、面積は合計777㎡です。令和3年5月24日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号36から39番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑1筆の合計4筆で、関係者は2名、面積は合計1,757㎡です。令和3年5月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。すべての地区の合計は、地目が田29筆、畑10筆の合計39筆、関係者は8名で合計面積は21,949㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
	<p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第89号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第89号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第90号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ議第90号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面資料は34ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は1,324㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は従前より譲受人が耕作していた。譲受の申請事由は従前より耕作していたため、譲り受け農業経営を拡大するということです。図面資料の37ページをご覧くださいとわかりやすいですが、今回の申請地は譲受人の田と隣り合っており、実際の形状を見</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ると〇〇の一部分と〇〇が合わさり 1 つの田の形になっています。よって、その部分はずっと譲受人が自分の田だと思って耕作されていたようです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 2 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は 1, 6 1 4 m<sup>2</sup>です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は三十数年前に親が売買をしていたが、手続きをしていなかった。譲受の申請事由も三十数年前に親が売買をしていたが、手続きをしていなかったということです。三十数年前に行われていた売買は今回の申請人たちの親同士によるものであるため、今回の譲渡人と譲受人の間で土地代の設定は行われておらず贈与とするとのことでしたので、無償移転となっています。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇の 4 筆と〇〇の 2 0 筆の計 2 4 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は 1 7, 1 0 9 m<sup>2</sup>です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する。譲受の申請事由は申請地を譲受け、農業経営を主宰するということです。譲受人はこれまでも申請地で耕作をされており、今回正式に所有権を取得し今後さらに経営を拡大していきたいということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号 4 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は 1 6 1 m<sup>2</sup>です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢となり又遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲受け、農業経営を拡大するという事です。確認委員は議案書の通りです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議 長  ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>          (補足説明なし)</p> <p>議 長  無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議 長  無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議 長  討論を終わります。お諮りいたします。議第 9 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議 長  異議なしと認めます。よって、議第 9 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>議 長  次に、議第 9 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>より説明を求めます。</p> <p>議案書22ページ議第91号 農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。23ページをご覧ください。図面は、58ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇2筆。地目は議案書のとおりで申請面積は合計96㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は道路で農作業道路を整備されます。転用理由は大型機械が進入できるよう農作業道路を新設したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第91号農地法第4条の規定による許可申請本案件の、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第91号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第92号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書24ページ議第92号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書25ページをご覧ください。図面資料は64ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は40㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟97.75㎡を建築されます。転用理由は現在借り家住まいのため個人住宅の建築を予定しているが、買収予定地が狭いため隣接地である当該申請地を譲り受け宅地としたいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。以上報告します。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。補足説明はございませんか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第92号農地法第5条の規定による許可申請については申請番号1番については申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第92号農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第93号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書26ページ、議第93号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書27ページをご覧ください。今回は設定件数12件。内訳は〇〇町2件、〇〇町6件、〇〇町2件、〇〇町2件で、そのうち〇〇町2件、〇〇町6件が一括方式による転貸となります。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、利用権貸借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。</p> <p>あの時計で、14時10分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>初めに、〇〇町よりお願いします。</p>
9 番	<p>9番です。番号の5番についてですが所有権の設定を受けるものが法人であり、新規であります。問題ないと判断いたしました。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
17 番	<p>17番です。申請番号6番から10番までの5件についてですが、利用権の設定を受ける方が〇〇さんです。近くでもたくさん野菜を作っておられまして実績もありますので妥当と判断いたします。よろしく申し上げます。</p>
17 番	
議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p>
11 番	<p>11番です。1番と2番の案件につきまして再設定でもあり妥当と判断しました。よろ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 6 番	<p>しくお願いいたします。</p> <p>次に〇〇町お願いします。</p> <p>1 6 番です。番号3番4番の案件につきまして、〇〇町〇〇の方で新規に計画されている方は認定農業者であり問題ないと考えますので審議の方よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第93号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第93号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件は申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:14終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_